

【病児保育 あまやどり 利用規約】

病児保育 あまやどり
鹿児島市草牟田 2 丁目 16-8
電話 099-226-3298

第 1 条（名称） 本保育所の名称を「病児保育あまやどり」（以下、あまやどりという）とする。

第 2 条（所在地）あまやどりは鹿児島市草牟田 2 丁目 16-8 に設置する。

第 3 条（目的）

病気または病気の回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第 4 条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、あまやどりは、あおぞら小児科と連携・協力して保育を行うものとする。

第 5 条（病児保育の方針）

1) 利用対象は 0 歳児から小学校 6 年生までの児童で、病気または病気の回復期であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な方、医療機関によりあまやどりの利用に際し許可が出た方を対象とする。

2) 定員は 4 名とする。（状況に応じて 9 名までお預かりする）

第 6 条（利用方法）

1) 利用時間・休所日は次のとおりとする。

①月～金の午前 8 時 30 分～午後 6 時とする。※利用時間は、諸都合により変更することがある。

②利用当日は原則 8 時 30 分よりお預かりする。あおぞら小児科で診察後入室となる。前日にあおぞら小児科で診察を受けた場合は直接受け入れを行う。

2) 予約は次のとおりとする。

①予約前日までに、電話及びメールでの予約申し込みを受ける。

②予約のキャンセルは利用当日の午前 7 時 00 分までとする。

③予約が満杯の際はキャンセル待ちの申し込みを受ける。

3) 利用申請は次のとおりとする。

①初めての利用の場合は、市役所子育て支援部保育課、各支所福祉課・保健福祉課での登録を要する。利用料金は課税・非課税等の区分により異なり利用料に関する証明書が必要なため原則として利用日前日までに事前登録を済ませておく。

②利用当日に「利用申込書」「薬剤情報提供書、お薬手帳もしくはコピー」を提出する。

4) 利用終了後（児童のお迎え）は次のとおりとする。

①保護者はあまやどりが提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ずあまやどりに連絡をする。

②両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

病児保育 あまやどり

第7条（医療行為について）

- ① 預かり時間内に必要な医療行為（鼻汁吸引・薬液吸入など）を行うことがある。
- ② 病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合はあおぞら小児科に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査（採血など）処置（点滴など）をすることがある。

第8条（利用料金など）

① 基本料金は1日2000円とする。但し課税の有無で利用負担金の区分がある。午前のみ預かりの場合も2000円とする。

② 着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえずあまやどりが調達したのものについては別途料金を徴収する。

あまやどりのオプションの利用料金は次のとおりとする。

昼食お弁当500円（おやつ代含む） ミルク1日200円 離乳食200円 紙おむつ（2枚）100円

第9条（料金の支払方法）

利用料金の支払いは、預かる際に状況に応じて2000～5000円の預かり金を徴収し清算する。

第10条（秘密保持）

あまやどりに従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第11条（補償制度）

あまやどりを利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、あまやどりの責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第12条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ② 暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④ あまやどりの保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤ 本利用規約に同意しない時

第13条（保護者の義務）

児童の保護者は、あまやどりを利用する間、「病児・病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先にあまやどり・あおぞら小児科が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第14条（規約の変更）

本規約の変更はあまやどりが定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

H26年4月改訂

病児保育 あまやどり